

南国市障害者計画策定に向けて ①

「障害は不変です。だけど不幸ではありません」ヘレンケラー

「障害を持っていても、ボクは毎日が楽しいよ。健常者として生まれてもふさぎこんだ暗い人生を送る人もいる。そうかと思えば、手も足もないのに、毎日、ノー天気生きてる人間もいる。関係ないんだ、障害なんて」

これは、先天性四肢切断として生まれつき手と足がない状態で誕生し、ハンディをものともせず活動している乙武洋匡さんの言葉です。…講談社刊「五体不満足」から

このように障害を特別なことと思わず、生活されている人もたくさんいます。しかし、世間一般にはまだまだ偏見を持った人が多いのも事実です。

「障害者の自立努力、迷惑がる人も」

これは、毎日新聞の「みんなの広場」に載っていた投書の一部です。

…帰りの地下鉄で夕方のラッシュに遭遇した。私たちは、満員の電車に乗った。白い杖と、股関節障害の杖に頼る私たちを見て、なぜこんな時間に、と…迷惑そうな顔をする乗客もいた。…

私たちの暮らしている世の中は、このようにまだまだ健常者中心のシステムから成り立っています。今、全国の市町村で「完全参加と平等」をスローガンにして独自の障害者計画の策定が進められています。

南国市でも、この取り組みが始まりました。それぞれの分野から代表を選んで策定委員会を結成し、作業を進めています。市では、この計画に少しでも市民の声を反映させたいと思っていますので、ご意見などがありましたら、ぜひお寄せください。

※問い合わせは、福祉事務所社会係 (☎6566) まで

※問い合わせは、保健課国保係 (☎6556) まで

■学生用保険証の交付

修学のため別に住所を定めるとき、在学証明書と保険証の印かんを持って国保係へ申請すると、学生用の保険証を交付します。

▼届け出に必要な物

年金証書・保険証・印かん

本人 (退職保険者)	外来入院	3割が2割に
家族	外来入院	3割のまま 3割が2割に

国保だより

■国保健康優良家庭

国保の被保険家庭で、平成7年度から平成9年度の3年間にわたり疾病などによる給付がなく、その間の国保税も完納されている次の55世帯が平成11年度表彰を受け、表彰状・記念品が贈られました。表彰世帯は次のとおりです。

▼表彰世帯 (敬称略)
中司邦彦、大塚久夫、宮地巖喜、濱田時子、島崎美子、橋田利春、柴岡時寛、尾木貞雄、柳本隆、北村崇、小原雪子、岡本弘、日刈美子、森尾一男、坂本幸子、藤原幹夫、川添準平、下村修三、濱田宏明、村上栄、山岡勉、前田絹、久野村君、北森綾子、中内利子、藤田幸一、西川幸一、関田和

子、川添高知、岡上冴子、山本學、日和佐康夫、吉井志津子、川村昭二、岡村達明、濱田敏子、弘光一壽、濱田通生、常徳昭恵、下總一子、溝淵照子、澤田茂雄、浜口正憲、中田政信、藤村重子、前田一郎、土居通、前田節、島田廣正、武市智子、池上幸子、濱口登喜恵、平良喜代子、山本卓、佐竹賢亮

■退職者医療制度

国保の加入者で、会社などに勤務し厚生年金などを支払った期間が20年以上の人、または40歳以後の期間が10年以上の人で、年金を受給される人は、70歳になって老人保健法の適用を受けるまで、退職者医療制度で診療を受けることができます。

届け出は、この条件を満たし、年金証書を受けとって14日以内に行ってください。

い、病院などにかかったときの一部負担金が、下の表のように少なくすみます。

下水道 広げて守ろう 水の星



●は、下水道供用開始地域

清流の流れる美しいまちを目指してスタートした下水道は、皆さんの協力により、10年度の工事無事完了し、4月1日からその完了部分を供用開始し、7.7haが追加となり129.5haとなります。下水道の供用開始区域に土地を持っている人には、次のふたつの義務が生じます。

■受益者負担金
下水道のある生活が始まる

と快適な生活環境が生まれ、その土地の利用価値も増加します。しかし、この事業には多大な費用がかかります。この費用の一部を下水道の整備により直接受益を受ける人に負担していただくのが、受益者負担金制度です。負担金は供用開始時に一度だけ賦課され、その単位当たりの負担金は次のとおりです。
1㎡当たり 490円
1坪当たり 約千617円

住民票の申請が変わります

市では、これまで住民票の申請や住所の異動届の際には、申請される人の印かんを押していただいていたことが多くなってきたことから、平成11年4月1日から申請者本人が署名をした場合は印かんがいらなくなります。

これは、住民基本台帳事務処理要領が改正されたことによるものですが、これに伴う取り扱いの変更で、住民票の申請などを誰かに依頼される場合、委任状には、申請者本人の署名(印かんはいりません)が必要となります。同じ世帯以外の人に依頼される場合は、口頭ではなく、必ず委任状を代理人に預けてください。

- 委任状には次のことを書いてください。
- ▶委任する内容(何が必要か)
 - ▶代理人の住所・氏名
 - ▶申請する本人の住所、署名

※お問い合わせは、市民課市民係(☎6555)まで

■下水道への接続
供用開始となった土地に家屋のある人は、3年以内にトイレを水洗化し、台所などからの汚水と一緒に下水道へ接続する義務を生じます。

■受益者負担金の賦課対象区域と新たな認可区域となる土地の縦覧
ことし受益者負担金の対象区域となる土地の所有者の人に、そのむねを文書で連絡をします。また、下水道課で関

係図面を縦覧することができ、期間は4月1日(木)～14日(水)です。

平成11年度の南国市排水設備工事指定業者の指定および南国市排水設備工事責任技術者の登録の申請期間は、4月1日(木)から6月30日(木)までの間です。申請用紙などは、下水道課にあります。

※問い合わせは、下水道課(☎6563)まで